

国際展示場施設利用規約

1 目的

この規約は、国際展示場を適正かつ円滑にご利用いただくために、必要な事項を定めたものです。

2 法令の遵守

株式会社幕張メッセ（以下「当社」という。）及び国際展示場の利用申込をする方（以下「利用者」という。）は、日本国の法令を遵守するものとします。

3 利用申込及び受付期間

国際展示場の空き状況の照会については、当社営業課までお問い合わせ下さい。その際、利用者に関する情報や利用計画等をお伺いいたします。国際展示場をご利用される場合は、利用開始日の1年前から申込を受付いたします。申込にあたっては、国際展示場施設利用申込書（以下「申込書」という。）を、当社に提出していただきます。

4 利用承認

申込書のご提出後、当社は、利用者あてに国際展示場施設利用承認書（以下「承認書」という。）を発行いたします。この承認書の発行をもって申込手続は完了し、施設利用契約の成立となります。これにより利用者は、承認書記載の展示ホール、屋外展示場、会議室、特別会議室及びこれに付属する共用部分（以下「施設等」という。）をご利用いただけます。

但し、その利用が、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき等、施設の管理上支障があると認められるときは、利用を承認いたしません。

5 使用料金

利用者には、施設の使用料金及び付帯料金をお支払いいただきます。

(1) 施設使用料金及び付帯料金

国際展示場の使用料金表をご参照ください。

(2) 施設使用料金及び付帯料金の支払い

施設使用料金及び付帯料金について、お支払いいただく金額及び期限は、下表のとおりです。承認書の発行後、利用者あてに施設使用料金等の請求書を送付いたしますので、承認書及び請求書に記載の支払期限までに当社指定金融機関にお振込みください。利用者の都合もしくは指示により、利用者以外に請求先を変更した場合でも、支払いの責任は利用者に負っていただきます。なお、振込み手数料は利用者のご負担とさせていただき、支払い通貨は日本円とします。

支 払 期 限	料 金 区 分
利用開始日の4ヶ月前まで	施設使用料金の10%
利用開始日の1週間前まで	施設使用料金の残額（90%）
利用終了後6週間以内	付帯料金及びその他費用の精算

* 付帯料金：施設利用に付随した光熱水費、設備・備品等の使用料等

(3) お支払いいただいた施設使用料金及び付帯料金等の使用料は、原則としてお返しいたしません。

6 利用権の譲渡等の禁止

利用者は、当社の承諾なく、施設等の利用権利の全部又は一部を第三者に譲渡または転貸することはできません。

7 利用変更及び取消

承認書発行後、利用者の都合により、承認書記載の利用内容を変更（一部取消を含む。以下同じ。）するとき、または全部を取消すときは、利用者には、当社の了承を得たうえで、次のいずれかの手続をとっていただきます。

(1) 承認書記載の利用内容を変更するときは、国際展示場利用承認事項変更届（以下「変更届」という。）を提出していただきます。その際、変更後の利用内容をすべて記載してください。これを受けた当社は、利用者に、国際展示場施設利用承認書（変更後）（以下「変更承認書」という。）を発行し、これをもって変更手続は完了となります。

(2) 承認書記載の利用内容の全部を取消すときは、変更届を提出していただきます。その際、変更前の利用日程は空欄にしてください。これを受けた当社は、利用者に、変更承認書を発行し、これをもって変更手続は完了となります。

(3) ただし、上記の手続きが完了しても、変更及び取消にかかる支払い済みの施設使用料金についてはお返しいたしません。

8 施設等の超過利用

利用期間中に承認書記載の利用期間を超過して使用する必要が生じた場合は、当該利用に関する申込書を速やかにご提出いただきます。当社はこれを承認したときに、利用者あてに当該利用に関する承認書と請求書を発行いたしますので、係る施設使用料金をお支払いください。

9 利用承認の取消

(1) 当社は、次のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、または利用の制限をすることがあります。

①利用者が、施設使用料金等を承認書及び請求書に記載の支払期限までに支払わなかったとき

②利用者が虚偽の申込をしたとき、または承認書記載の利用目的と著しく異なる利用をしたとき

③利用者がこの利用規約及び管理上必要な事項を定めた諸規則（以下「利用上の諸規則」という。）を遵守せず、または当社の指示に従わなかったとき

④公の秩序または善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

⑤施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき

⑥施設または設備を毀損するおそれがあるなど、施設の管理・運営上支障があると当社が判断したとき

⑦利用者に支払能力がないことが明らかであるとき

⑧災害、計画停電、その他不可抗力により、施設等の貸出が困難となったとき

⑨災害の発生により、千葉県、千葉市が国際展示場を避難所等に指定したとき

⑩感染症対策等のため、行政機関から国際展示場の使用中止の命令や催物の開催中止の勧告があったとき

⑪その他当社の責に帰すことができない不可抗力の結果、当社に施設の管理・運営上やむを得ない事由が発生したとき

(2) 上記(1)の①から⑦までの事項により利用承認が取消されたときは、支払い済みの施設使用料金等についてはお返しいたしません。ただし、(1)の⑧から⑪までの事項によるときは、施設使用料金の返金について、千葉県と協議のうえ決定いたします。

10 反社会的勢力の排除

(1) 利用者には反社会的勢力を排除するため、次の事項を確認していただきます。違反した場合には、何らの催告をせず、直ちに予約及び利用承認を取消します。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）の関係者でないこと

- ②代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等でないこと、または暴力団等への資金提供を行う等の関係ないこと
- ③当該利用が暴力団等の利益となる利用でないこと
- ④暴力団等に利用者の名義を利用させ、施設等の申込みを行ふものでないこと
- ⑤利用者自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないこと
 - ・当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - ・当社の名誉や信用を毀損する、または毀損するおそれのある行為
 - ・当社の業務を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- ⑥予約及び利用承認を取消した場合、支払い済みの施設使用料金等はお返しいたしません。
- ⑦当社は、国際展示場の利用について暴力団等との関係が疑われる情報を入手したときは、千葉県警察本部に照会し、意見を聴取します。

11 利用者の管理責任（善管注意義務）

- (1) 関係法令等の遵守
当施設を利用するにあたり、関係法令並びにこの利用規約、利用マニュアル、防災指針、その他利用上の諸規則を遵守するとともに、関係業者、来場者等に対しても周知徹底してください。
- (2) 管理責任
利用期間中に施設等で発生した事故等は、利用者に責任を負っていただきます。従って、利用期間中は施設及び設備の保全に万全の注意を払うとともに、催物の秩序維持、来場者の安全確保について責任を持って必要な措置を講じてください。
 - ①催物全般についての管理責任者を選任すること。管理責任者は利用期間中常駐し、責任を持って施設並びに催物等の管理を行うこと。また利用者は、防火責任者を選任し、火災防止に努めること。
 - ②施設等での展示品、使用機器、備品等については、利用者が責任を持って保管し、盗難・紛失等が発生しないよう十分な対策を講ずること。
 - ③利用者は、利用する施設等以外の場所で、当社の承諾なく、展示行為、販売行為、広告宣伝行為、勧誘行為等をしないこと。
 - ④利用者は、催物の会場設営及び運営の計画について、当社と締密な打合せをすること。
 - ⑤国際展示場は指定業者制を採っていないため、利用者は、会場設営及び運営に関わるすべての業者（電気・水道・警備・清掃業者等）を自ら手配すること。
 - ⑥利用者は、搬入出車両、来場者車両の整理・誘導計画、来場者の整理・誘導計画及び緊急時の対応方法等を記した警備マニュアルを作成し、安全かつ円滑な車両及び来場者誘導を徹底させるとともに、事件、事故の防止に努めること。
 - ⑦利用者は、国際展示場の施設、設備、備品等の毀損及び滅失がないように努めること。また、当社の承諾なく、施設及び設備そのものの現状に変更を加えないこと。
- (3) 関係官庁への届出等
催物開催の際に必要な関係官庁（消防署、警察署、保健所、税関等）への届出及び許可申請等はすべて利用者が行ってください。

12 施設等への立入

施設保全や点検など管理業務上必要があるときは、当社及び当社指定の関係会社の社員は、あらかじめ利用者の承諾を得たうえで、利用中の施設等に立入させていただきます。ただし、自然災害、火災、盜難、事故など緊急対応を要する場合には、利用者の承諾を得ることなく、利用中の施設等に立入させていただきます。

13 原状回復及び返却

- (1) 利用者には、利用期間の満了までに、利用する施設等に設置した造作物等を撤去し、施設等を原状に回復して、返却していただきます。
- (2) 利用承認が取消となったときは、利用者には、直ちに施設等に設置した造作物等を撤去し、施設等を原状に回復して、返却していただきます。
- (3) 利用者が原状回復をしなかったときは、当社は、施設等に設置された造作物等の所有権が放棄されたものとみなして、これを利用者の費用負担をもって任意に処分し、原状回復することができます。これに対して、利用者は、当社に一切の異議の申立、請求等はできません。
- (4) 利用者は、施設等の返却に際し、当社に対して、造作物等の買取り、移転料その他一切の請求はできません。

14 損害賠償及び免責

- (1) 利用者及びその関係者（関係業者、出展者、来場者を指す。以下同じ。）が、施設、設備、備品等を毀損または滅失したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。
- (2) 利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、当社は一切賠償の責を負わず、利用者にその損害を賠償していただきます。
- (3) 利用者が、この利用規約及び利用上の諸規則に違反したことにより損害が発生したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。
- (4) 9の(1)または10の(1)により、当社が利用承認を取消したことにより発生した利用者及びその関係者の損害については、当社は一切賠償の責を負いません。
- (5) 施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損等のすべての事故については、当社に重大な過失が無い限り、当社は一切の責を負いません。

15 優先関係

この規約の定めと利用上の諸規則の定めに相違がある場合は、この規約の定めを優先します。

16 密密の保持

当社及び利用者は、業務上知り得た秘密を、相手方の承諾なく第三者に漏らすことではありません。

17 準拠法

施設の利用に関する事項は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとします。

18 裁判管轄

施設の利用に関し利用者と当社間で紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19 協議

この規約及び利用上の諸規則に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、当社及び利用者は、誠意をもって協議し決定するものとします。

(2023年10月1日適用)

株式会社 幕張メッセ

〒261-8550 千葉市美浜区中瀬2-1

TEL 043-296-0001 FAX 043-296-0529 URL https://www.messe.co.jp

○予約・利用に関する問い合わせ・申込み

営業課 : TEL 043-296-0515

※受付時間：午前9時から午後5時30分まで（土・日・祝日を除く）

○申込み後の問い合わせ（請求・備品等含む）

事業第二課（国際展示場担当） : TEL 043-296-0602